

茨城県パスポート型パンフレット制作業務の公募に係る説明書

令和8年6月18日に公告した標記委託業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 茨城県パスポート型パンフレット制作業務
- (2) 委託業務の目的 茨城県に興味関心のある方や観光を検討している方をターゲットに、日本国旅券（パスポート）のデザインを参考にした「パスポート型パンフレット」（以下、「パンフレット」という。）を制作・配付する。
パンフレットには、本県の観光資源や食、歴史・文化等の魅力を総合的に掲載し、本県の認知度向上及びブランド力の強化を図る。また、スタンプラリー等の仕組みを取り入れ、観光客の県内周遊を推進し、地域経済の活性化に繋げる。
- (3) 委託業務の内容 茨城県パスポート型パンフレット制作業務仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和8年10月30日（金）まで
- (5) 見積限度額 金3,520,000円（消費税及び地方消費税額320,000円を含む）以内
なお、この金額は事業の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意してください。

2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格がある、または、資格がない場合でも、契約締結のために行う見積徴取までの間に資格を取得できる者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 企画提案書の提出手続き

(1) 提出先

担当部局 いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
（茨城県営業戦略部観光誘客課 国内誘客グループ 担当：飛田）
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
電 話 029-301-3632（直通）
メールアドレス kokusaikankol@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 提出物

①企画提案書

②見積書

積算基礎（デザイン・制作費、印刷費等）が明確な経費見積額（消費税等額を含む）を提出すること。

③会社概要

④委託事業に係る過去の実績

⑤企画提案提出書（様式第1号）

⑥資格要件に係る申立書（様式第2号）

(3) 提出書類の作成及び部数

・①と②については、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を5部、社名を記載したものを1部提出すること。

・③～⑥については1部提出すること。

(4) 提出期限 令和8年6月29日（月）午後4時必着

(5) 提出方法 持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

(6) 提出先 上記（1）の担当部局に同じ。

(7) 参加報酬 企画書作成にあたっての報酬は無報酬とし、各参加者が経費を負担する。

4 審査方法及び評価項目

・選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

・審査は、企画提案書をいばらき観光キャンペーン推進協議会が設置した審査委員会において行い、別途定める評価基準に基づき総合的に審査し、最適業者を選定する。

・採用・不採用は審査委員会終了後に通知する。

・審査の内容については、一切公開しない。

・結果についての審議申し立ては一切認めない。

5 説明書の内容に関する質問

(1) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、簡易なものを除き、質問書（様式第3号）を担当部局へ電子メールにて提出してください。

質問受付期限 令和8年6月22日（月）午後4時（必着）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、茨城県公式観光情報ホームページ「観光いばらき」上で公開します。

質問に対する回答公開日 令和8年6月24日（水）午後3時（予定）

6 その他留意事項

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

- (5) 採択された企画提案書の著作権はいばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、必要に応じて提案された内容を変更する場合がある。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) その他詳細については説明書による。

(様式第1号)

企 画 提 案 提 出 書

令和 年 月 日

いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

(ふりがな) 氏 名	
担 当 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
Eメールアドレス	

(様式第2号)

資 格 要 件 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

いばらき観光キャンペーン推進協議会が実施する「茨城県パスポート型パンフレット制作業務委託」の企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件をすべて満たしていることを申し立てます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- 2 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 3 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格がある、または、資格がない場合でも、契約締結のために行う見積徴取までの間に資格を取得できる者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(様式第3号)

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局

(茨城県営業戦略部観光誘客課 国内誘客グループ 担当：飛田)

TEL 029-301-3632

メールアドレス kokusaikanko1@pref.ibaraki.lg.jp

質 問 書

	業 務 名	茨城県パスポート型パンフレット制作業務
質 問 者	所 属	
	氏 名	
	連絡先 (電話・FAX・e-mail)	
質 問 内 容		